

住宅完成保証システム概要

SHSの住宅完成保証システム「PRECIOUS プレシャス」とは・・・
 施工会社の倒産等により、住宅の工事を継続できなくなったと弊社が認める場合に

①前払い金の返還債務不履行による損害金額



②増嵩工事費用の発生に伴う追加の負担金額

上記①、②を保証限度額内において保証し、住宅を完成させるシステムです。
 弊社指定の引継業者（代替履行业者）を斡旋し、その業者に対して上記①、②の金額を保証することにより、住宅の完成をサポートします。

人生の中でも大きな買い物である住宅の建築。
 注文住宅で心配なのは、住宅完成前に支払う工事代金です。

PRECIOUS：5つのポイント

その1：代替履行业者の斡旋

未完成住宅を完成させるため、代替履行业者を斡旋します。

その2：工事の引き継ぎ

未完成住宅を完成させるため、代替履行业者を選定します。

その3：差額の保証

前払いした工事代金と出来高の差額分の損害を保証します。

その4：再契約による負担の保証

倒産事故等により、再契約することで増加してしまった工事代金を保証します。

その5：メンテナンスのサポート

施工会社が倒産や廃業したとしても、代替履行业者を斡旋します。

SHSの住宅完成保証システムにご興味をもたれましたら・・・ ☎ 03-6890-1495 までお電話 または

住宅完成保証のしくみ

発注者様、請負業者様、SHSとそれぞれが契約を締結します。
 SHSはそれらの契約をフォローし、無事発注者様の住宅が完成するようサポートします。



保証内容

対象となる住宅工事

個人が発注者である新築一戸建て住宅及びリフォーム案件(併用住宅可)の工事が対象となります。

保証期間

保証期間は当初予定されていた工期のうち、住宅完成保証書の発行日から予定の工期の最終日までとなります。

保証金

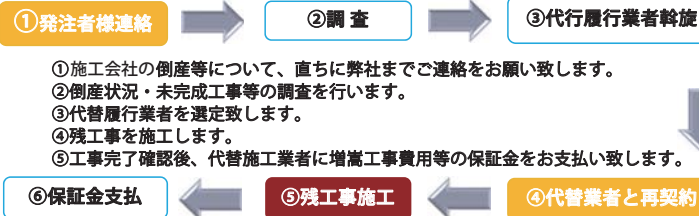
事故による支払保証金は、保証契約の範囲内で査定した出来高及び、増嵩工事費用に基づき決定します。

保証限度額

一工事につき500万円～1000万円
 ※1000万円以上については別途審査有。

倒産事故発生時の手続きの流れ

工事代金のお支払いは、施工期間中、一般的には「頭金」「着工金」「中間金」「竣工金」等が各工程で必要となってきます。
 事故発生の際には、弊社が責任をもってそれらの処理にあたります。



重要事項

※1 SHSよりお届けする「住宅完成保証書」は、お受取りの際必ずその内容について御確認ください。
 また、この保証書は事故発生時の保証履行請求時に必要となりますので、大切に保管してください。
 ※2 SHSの住宅完成保証システムPRECIOUSは、金銭並びに着工期間の保証をするものではありません。
 ※3 このパンフレットは「住宅完成保証」の概要を説明したものです。
 詳しい保証内容につきましては「住宅完成保証委託契約書保証契約書」約款をご覧ください。

ホームページ <http://www.shs.co.jp> を御覧ください。